

相・続・通・信 第25号

新しいHPができました！

相続 松本

検索

「相続」「松本」で検索！



相続手続支援センター® 平成25年11月



松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

☎ : 0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

FAX:0263-87-2117

長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

☎ : 0120-49-1322

TEL:026-223-1322

FAX:026-291-4163

飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

☎ : 0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

FAX:0265-25-0263

(今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)



相続税の改正セミナー ～ 大增税前に、今、何をすべきか～



今年も残すところあと2ヶ月あまりとなりました。季節が過ぎるのは早いものですね。気候もすっかり冬らしくなってまいりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？

さて、当センターでは、来る12月14日(土)に長野、松本の2会場で相続税の基礎セミナーを開催致します。世間では税制改正と騒がれているけど、具体的にはどんな改正があるの？今回の税制改正に伴って、どのような対策をすればいいの？などの疑問を少しでも解消して頂けるような内容となっております。ぜひこの機会に相続税について一緒に学んでみませんか。

セミナーの参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加を希望される方は、下記の電話番号までご連絡下さい。多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

長野会場

日時:平成25年12月14日(土)

午前9:45~11:45

(開場9:15)

場所:ホクト文化ホール

定員:40名

持ち物:筆記用具

講師:北原 正明(税理士法人 成迫会計事務所 税理士)

松本会場

日時:平成25年12月14日(土)

午後14:30~16:30

(開場14:00)

場所:市民タイムスみすず野ホール

定員:30名

持ち物:筆記用具

講師:北原 正明(税理士法人 成迫会計事務所 税理士)

申込先

受付時間は

こちらです！



相続手続支援センター松本駅前店

0120 - 97 - 3713



相続手続支援センター長野駅前店

0120 - 49 - 1322

受付時間(月~金) 9:00~17:30



相続手続支援センター®

～相続の現場から～

先々代名義の不動産が

でてきてしまったら！！

日々相続のお手続をしていますと、こんな相談を受けることがあります。

「亡き父の不動産を調べていたら、祖父名義の不動産が出てきました。祖父には子供が多かったので、相続人が多数になってしまいます。私の名義にできるでしょうか？」というものです。相続人が多数になり、さあ困った！大変だ！と思う人が多いと思います。しかし、家督相続（かどくそうぞく）をしていれば、相続人が省略されるため、思ったより手続が簡単になることもあります。では、家督相続ってなんでしょう？

『家督相続』とは、戸主（家の長）が有していた“戸主という身分”・“戸主の財産”に伴う権利義務の全部を、新しい戸主が承継することです。上記の相談例を用いて簡単に説明しますと、祖父が亡くなり、父が家督相続をしていたのであれば、祖父の財産は父に全て承継されたこととなります。よって祖父の財産について、遺産分割協議は不要となります。登記上は祖父の名義のままであっても、父の財産として父の遺産相続と同じ相続人で手続きをすることができます。家督相続のない場合に比べ相続人が少なくなりますね。家督相続の有無について確認する場合は、戸籍を見ていただくと「家督相続」と記載がありますので、すぐわかります。

亡くなられた方が10人いれば10通りの相続があります。手続をスムーズに進めるためにも、お一人で悩まず、必ず専門家にご相談ください。

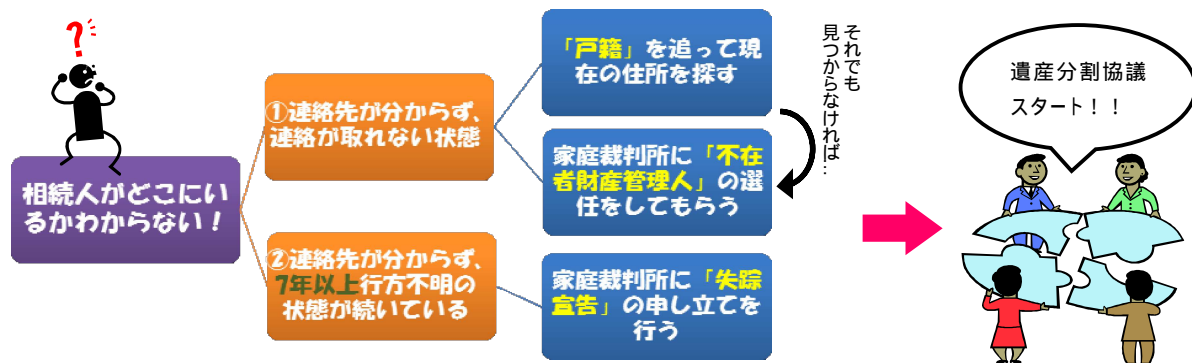
相続“豆”知識

相続人に行方不明者がいたらどうなるの？

行方不明になっているからと言って、行方不明者を除いたまま遺産分割についての協議を進めることはできません。では、どうすれば遺産分割の協議ができるようになるのでしょうか。

連絡先を調べられず連絡が取れない場合は戸籍を辿っていくと、行方不明者の現在の本籍地にたどり着きます。その本籍地で発行されている「**戸籍の附票**」という書類で現在の住所が確認できます。戸籍の附票上で住所の確認ができたとしてもその住所宛で連絡がつかず、これ以上行方がつかめない場合は、家庭裁判所で「**不在者財産管理人**」の選任をしてもらうと、本人不在のままでも遺産分割協議が可能となります。

7年以上行方が分からず生死が不明な場合は、家庭裁判所で「**失踪宣告**」の申立てをすることでその行方不明者は死亡したものとして遺産分割協議をすることができるようになります。（ただし、失踪宣告によって代襲相続が発生する場合は、協議にその代襲相続人を加える必要があります。）



上記のとおり、の方法をご紹介しましたが、どちらも裁判所での手続きが必要となり、手続きも煩雑です。また、の方法は行方不明者の“死亡”という大きな効果をもたらすため、なかなか判断しづらい側面もあります。お手続きをご検討の方は、ぜひ、専門家にご相談ください。